

(平成20年7月31日 地方税制等研究会ワーキンググループ)

神奈川県独自の炭素税等の導入に係る検討（たたき台）

（全国共通の炭素税の導入の必要性等）

- CO₂の排出量に応じて化石燃料に対して、網羅的に課税する炭素税を、効果的な税制として構築するためには、全国共通の税制として設けることが必要。
- 全国共通の炭素税のイメージとしては、①既存税制の見直し及び②新税の創設が考えられる。
- 国において道路特定財源の一般財源化の方向性が明確化されている中、まず、既存税制の見直し（道路特定財源の暫定税率の水準を基本的に引き下げず、化石燃料ごとのCO₂排出量に応じた見直しを行うなど）を行うことが最優先。
- 今後のCO₂削減目標を達成するためには、国レベルで、炭素税の導入と併せて国内排出権取引の導入を進めることが必要。

（神奈川県独自の炭素税等）

- 神奈川県独自の課税を行う趣旨としては、
 - ① 全国レベルの炭素税導入までの経過的な税制措置、
 - ② 神奈川県におけるCO₂削減のため、継続的に必要な税制措置の二つの視点が考えられる。
- 神奈川県独自の税制の方式としては、
 - ① 基本的に、化石燃料に対してCO₂の排出量に応じた課税を行うことが望ましい。
 - ② しかし、第二的な方法として、CO₂排出削減に対して、阻害するものに対して課税し、促進するものに対して税を軽減する方法や、
 - ③ 地球温暖化対策のための財源確保のみを目的とする税も考えられる。
- 法定外税の場合は、総務大臣の不同意要件に当たらないことはもとより、流通や経済活動への影響を配慮することも必要。

神奈川県独自の炭素税等の基本的枠組みの整理（素案）

【神奈川県における網羅的な炭素税の導入のイメージ】

まず、化石燃料の消費に伴うCO₂排出に対して、CO₂排出量に応じて、網羅的に課税を行うことが考えられる。

- 課税対象は、揮発油、軽油、LPG（液化石油ガス）、灯油、重油、天然ガス、石炭、電力が考えられる。

部門ごとの課税対象、課税方法等のイメージ

部 門	課税対象	課税方法等
民生（家庭・業務） 部門	電力 LPG・天然ガス 灯油 重油	電気事業者・ガス事業者による特別徴収 小売販売店等による特別徴収
運輸部門	揮発油 軽油 LPG	ガソリンスタンドなど小売販売店等による特別徴収
産業部門	石炭 軽油 重油 電力 LPG・天然ガス	大口排出者による申告納税 電気事業者・ガス事業者による特別徴収

- 税収は、生活環境税制に考え方に立つと、地球温暖化対策に充てることになるが、他の税の減税等に充てることも検討課題。
- 国レベルの炭素税が導入されるまでの措置として位置付け。
- ①県の徴収体制の中で効率的で、公平な課税が行いうるか、②総務大臣の不同意要件への合致しないことなど、様々な検討課題が考えられる。

【国・地方の役割分担、既存税制の関連等から対象分野の限定】

民生（家庭・業務）部門における化石燃料の消費に伴うCO₂排出に対してCO₂排出量に応じて、課税を行う。

- 課税対象は、
地方団体において課税する場合、
 - ① 現在、国において、国内排出権取引の導入に向けて検討が行われており、産業部門は、より直接的にCO₂削減効果のある国内排出権取引の導入が最優先されるべきである。したがって、当面、国における国内排出権取引の導入状況等を見守ることが考えられる。
 - ② 自動車燃料用の揮発油、軽油、LPGは、他の課税対象と比較すると、既に一定水準の課税が行われている。
こうしたことを踏まえ、民生（家計、業務）部門における化石燃料の消費を課税対象とする。

【炭素税以外の税制の活用】

自動車税について、CO₂排出量が多い自動車に対して超過課税、CO₂排出量が少ない自動車に対して軽減税率を適用する。

- 県内の運輸部門におけるCO₂排出に抑制をかけるため、自動車の保有に対して課税される自動車税に超過課税を導入する。
- CO₂排出が少ないと認められる自動車に係る自動車税については、不均一課税により軽減税率を適用する。
- 全国共通の炭素税が導入された場合であっても、この方式は、県内のCO₂削減のために継続することが考えられる。
- 収支中立とする場合、増収分を地球温暖化対策の財源とする場合の両方が考えられる。

（その他の案）

- 地球温暖化対策の財源確保のため、既存税の超過課税
- デポジット方式による課税、自動車の県内走行に対する課税など